

議会運営委員会 請願 3-1

東京地方検察庁がした不起訴処分に対する検察審査会への不服申立てを求める請願

受付年月日 令和3年7月21日

請願者 3名  
8月26日追加 1名  
計 4名

紹介議員 小枝 すみ子

## 1 請願事由

東京地方検察庁が令和3年6月11日付けで通知した石川雅己氏及び同石川××氏に対する不起訴処分について、検察審査会に対し不服申立てをすることを求めます。

## 2 請願の趣旨

(1) 地方自治法100条(以下「100条」は省略します。)第1項は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務の調査を行うことが出来る。この場合において、当該調査を行うために特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。」と規定しています。

また、第3項は、「正当な理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6月以内の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。」と規定し、第7項は、「宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3月以上5年以下の禁錮に処する。」と規定し、第9項は、第3項・第7項違反を認めるときは議会の議決を経て告発すべきことを規定しています。

(2) 千代田区議会(以下「区議会」といいます。)は、石川雅己氏(以下「雅己氏」といいます。)

が千代田区長在職中に、その権限を行使して三井不動産レジデンシャル株式会社(以下「本件事業者」といいます。)に便宜を図った見返りに、本件事業者が販売する千代田区内のマンションの一室(以下「本件優先購入物件」といいます。)を「事業協力者住戸」として雅己氏の次男である石川××氏(以下「××」氏といいます。)名義で購入する権利を得たなどとする報道があったことを端緒として、区議会の議決をもっていわゆる百条委員会を設置して調査を行い、その一環として、令和2年6月16日、雅己氏の証人尋問を実施しました。そして、同尋問において、雅己氏は、宣誓の上、①「本件優先購入物件が『事業協力者住戸』であったことは知らなかった。『事業協力者住戸』であることの説明が事業者からなかったことを、知人を介して事業者を確認した。」②「(優先購入は)妻や次男が行ったことで自分は知らなかった。」旨証言し、知人とは誰かとの質問に対しては頑なに証言を拒絶しました。

(3) 前記①の点について、区議会は、本件事業者から、「雅己氏本人はもとより、その知人を名

乗る者からも、本件優先購入物件が『事業協力者住戸』であるとの説明の有無の確認はなかった。」旨の回答を得ていますから、雅己氏の「確認した。」との証言は、まず客観的には虚偽です。また、雅己氏が、「自分は知人から『事業者に確認した』と聞いていたから、虚偽の陳述に当たらない。」などとして、主観的には虚偽でなかったと弁解するのであれば、雅己氏に対し本件事業者に確認したと述べたか否か、その前提として本件事業者に対し本件優先購入物件が「事業協力者住戸」か否かを確認しているのか、等々の事実関係を明らかにするため、当該知人を尋問するなど所要の調査を遂げなければならないことは明らかであるのに、知人とは誰かについて証言できない理由につき何ら述べることもなく、単に証言を拒み続けた雅己氏の行為が第3項の「証言拒絶」に当たることは明らかですし、当該知人の供述如何によっては、雅己氏の前記①の証言が第7項の「虚偽の陳述」に当たることも大いにあり得ます。

前記②の点については、雅己氏が自らの関与について否定し妻や××氏がやったことだと弁解するのであれば、当該弁解の真偽について明らかにするため、雅己氏の妻である石川××氏(以下「××氏」といいます。)の尋問は必要不可欠であり、百条委員会は××氏に出頭請求を行いました。××氏は何ら理由を示すことなく出頭を拒絶した上、証言に代わる資料提出の要求にも応じませんでした。××氏のこれらの行為が第3項の「不出頭」及び「記録不提出」に当たることは明らかです。

(4) ところが、検察は、雅己氏の「虚偽の陳述」について「嫌疑なし」、雅己氏の「証言拒絶」について「嫌疑不十分」、××氏の「不出頭」について「嫌疑不十分」、××氏の「記録不提出」について「罪とならず」との各裁定主文で不起訴としました。前記(3)で述べたとおりの雅己氏の行為が第3項及び第7項違反に、××氏の行為が第7項違反に当たると考えられる証拠が十分にありながら、嫌疑なし=証拠がない、嫌疑不十分=証拠が足りない、罪とならず=それら以下、と切り捨てられたことに区民は納得していません。しかし、告発当事者の区議会にさえも、検察は裁定主文しか通知せず、当該主文を導いた理由はブラックボックスの中にあります。

(5) 検察審査会は、「起訴相当」「不起訴不当」「不起訴相当」のいずれかの結論を導くため

に、告発をした当事者にさえ十分に知らされない、裁定主文を導いた理由について、検察官を呼ぶなどして調査することができます。その際、たとえば、検察官が、雅己氏の知人が誰かを特定せず、同人から聴取を行うでもなく、証拠がない、あるいは証拠が足りないと判断していたと判明すれば、雅己氏が知人から「事業者を確認した」と聞いたか否かすら分からず、雅己氏の「主観的には虚偽でない」との弁解が信用できるか否か判断できません。また、雅己氏の知人がどういう立場の人で、雅己氏がその名前を証言できなかったという事情があったのかなかったのか、すなわち雅己氏に証言拒絶の「正当な理由」があったか否かを判断することもできませんから、捜査不十分のそしりは免れず、「虚偽の陳述」「証言拒絶」について「不起訴不当」と議決されるでしょう。加えて、形式的に判断できるはずの××氏の「不出頭」「記録不提出」がなぜ証拠が足りないなどと判断されたかについても、市民感覚で納得できる説明が検察官からなされなければ、「不起訴不当」あるいは「起訴相当」と議決される可能性はあります。

- (6) そもそも健全な市民感覚で全体の証拠関係を見れば、雅己氏が首長の権限を逸脱ないし濫用して本件事業者に利益供与した見返りに、親族名義でマンションを購入し転売利益まで得てきたというのが筋であることが分かるのではありませんか。
- (7) よって、是非とも雅己氏及び××氏に対する不起訴処分について、検察審査会に不服を申し立ててくださいますよう、ここに請願する次第です。 以上